

議案第三十一号

杉並区副区長定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年二月二十日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区副区長定数条例の一部を改正する条例

杉並区副区長定数条例（平成十九年杉並区条例第七号）の一部を次のように改正する。
本則中「一人」を「二人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

副区長の定数を改める必要がある。

杉並区副区長定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十一条第二項の規定に基づき、副区長の定数を二人とする。	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十一条第二項の規定に基づき、副区長の定数を一人とする。